**令和８年度使用府立学校教科用図書採択要領**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府教育委員会

令和８年度に府立学校において使用する教科用図書の採択は、府立高等学校及び府立支援学校高等部については別添１、府立支援学校小学部・中学部については別添２、府立高等学校に併設される中学校については別添３及び別添４により行うものとする。

　なお、その際、各府立学校においては、下記に留意すること。

記

１　教科用図書の選定について

（１）基本的事項

　・校長は、教科用図書の調査研究を十分に行い、選定能力を高め、適切に選定すること。その際、公正な選定をするため、教科書の編集者・著作者が選定に関与することのないよう配慮すること。また、各学校に置かれている学校運営協議会など、より広い視野からの意見も参考にするよう努めていくこと。

・教科用図書の選定にあたっては、令和７年３月27日付け６文科初第2697号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」及び令和７年３月27日付け６初教科第27号「令和８年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」を踏まえること。

・教科用図書の選定は、児童・生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科用図書を選ぶ重要な行為であることから、校長の判断と責任により、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われる必要がある。そのため、教科用図書の選定に際しては、宣伝活動等外部からのあらゆる働きかけに影響されることなく､公正かつ適正に行うこと。

（２）府立高等学校及び府立支援学校高等部

・選定にあたっては、教育課程との結びつき等について十分調査、検討し、高等学校用の文部科学省著作教科用図書、文部科学大臣検定教科用図書等の適切な教科用図書等を選定すること。その際、学習指導要領に基づき、府教育委員会が別に定める教科用図書選定の手引きや教科書展示会等を活用して、教科用図書の調査研究を行うこと。

　・府立支援学校高等部において、高等学校用の文部科学省著作教科用図書及び文部科学大臣検定教科用図書以外の図書を教科用図書として選定する場合は、生徒の障がいや発達の状況を勘案し、単に教材として有益適切というだけではなく、教科・科目の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

　・府立支援学校高等部においては、教科用図書が文部科学省の特別支援教育就学奨励費の対象となるため、最新の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」（「２対象となる経費の範囲及び算定等について（１）教科用図書購入費」）の記載内容に十分留意すること。

（３）府立支援学校小学部・中学部

・令和７年４月17日付け教小中第1292号「義務教育諸学校における令和８年度使用教科用図書の採択について（通知）」の別添「令和８年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」のうち、以下の３（２）の項目に留意すること。

３　府立の義務教育諸学校における選定について

（２）　府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。

ア　児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。

イ　障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。

ウ　一般図書（特別支援学校・学級用）の選定に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和５年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び府教育委員会が令和６年度に提示した中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が令和４年度に提示した附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

（４）府立高等学校に併設される中学校

・令和７年４月17日付け教小中第1292号「義務教育諸学校における令和８年度使用教科用図書の採択について（通知）」の別添「令和８年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」のうち、以下の３（１）の項目に留意すること。

３　府立の義務教育諸学校における選定について

（１）府立中学校における選定については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第１項の規定により、令和７年度使用教科用図書と同一の教科用図書を選定しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第２項、第３項及び同法施行規則第６条の規定により、新たに選定する必要が生じたときは、令和６年度の選定基準に準じて行うこと。

・高等学校用教科書を使用する際は、学習指導要領に基づき、府教育委員会が別に定める教科用図書選定の手引きや教科書展示会等を活用して、教科用図書の調査研究を行うこと。

・使用する高等学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」

（令和４年６月17日改正）による無償措置の対象ではないことに留意すること。

２　教科用図書の選定の報告について

　　校長は、府教育委員会が通知した調査研究結果を踏まえ、教科用図書を選定し、別に定める様式（選定報告書、選定理由書、選定一覧表及び選定理由一覧表）により、府教育委員会に報告すること。